

『偶発事象会計の国際的調和化—米国基準・IAS・日本基準の比較』

山下寿文著，同文館，2000年5月刊行

中 野 一 豊

本書の構成は、次の通りである。

序章 本研究の意義および構成

第1節 本研究の意義

第2節 本研究の構成

第1章 米国における偶発事象会計の展開

第1節 はじめに

第2節 偶発事象トリガーの会計処理

第3節 SFAS 第5号公表までのプロセス

第4節 偶発事象会計の確立——SFAS 第5号の公表

第5節 偶発事象会計の新局面

第6節 おわりに

第2章 IASCにおける偶発事象会計の展開

第1節 はじめに

第2節 偶発事象会計の確立——旧IAS 第10号

第3節 引当金会計基準化の展開 (1) ——DSOPの公表

第4節 引当金会計基準化の展開 (2) ——ED 第59号公表

第5節 引当金会計基準の確立——IAS 第37号の公表

第6節 英国ASBの引当金会計基準化との関係

第7節 おわりに

第3章 わが国の「企業会計原則」における引当金規定の展開

第1節 はじめに

第2節 戦前における引当金規定

第3節 「企業会計原則」(昭和24年・昭和29年)における引当金規定

第4節 改正商法(昭和37年)の引当金規定と会計上の引当金論

第5節 「企業会計原則」(昭和49年)における引当金規定

第6節 「企業会計原則」(昭和57年)における引当金規定

第7節 わが国の貸借対照表における引当金の表示

終章——要約と結論

わが国の引当金規定の基礎概念はこれまであいまいなままであった。引当金に関する文献によると、各論者はそれぞれの概念規定の下に引当金会計を論じている。引当金会計の背景にある損益計算書を中心とする収益費用アプローチの会計観について、その性格上抽象性を免れず、実務等において引当金会計処理の多様化をもたらす一因となっていた。時代は変化し、社会的環境や経済的環境は日々刻々移り変わる。こうした変化に対応した引当金会計の具体的指針を十分に提供できなかったという問題意識のもとに、本書が刊行された。その上で、国際的調和化の観点に立ち、米国および国際会計基準委員会(IASC)における偶発事象および引当金会計とわが国における引当金会計を比較検討している。

本書は、第1に会計基準設定のプロセスにおいて、どのような基礎概念、認識基準、測定基準、および開示基準の下に、米国やIASCにおいて偶発事象会計が展開され、わが国において引当金会計が展開されたか、第2に、収益費用アプローチと資産負債アプローチが、米国とIASCにおける偶発事象会計、およびわが国における引当金規定に与える影響、第3に、社会的経済的環境の変化にともなう会計基準の具体的適用への会計基準設定機関の対応についての視点から考察されている。

第1章では、偶発事象とリザーブの会計処理について、SHM会計原則、会計用語公報(ATB)第1号、米国会計学会(AAA)会計原則、および会計研

究公報 (ARB) 第 43 号の見解, ARB 第 50 号が「偶発事象」として基準化され, 財務会計基準書 (SFAS) 第 5 号の公表により米国における偶発事象会計が確立するプロセス, さらに, SFAS 第 5 号公表後の新しい社会的・経済的環境の変化にともなう緊急問題諮問委員会 (EITF) の対応を考察している。本書での結論は, 次の通りである。

SHM 原則, ATB 第 1 号, AAA 会計原則, および ARB 第 43 号は, 収益費用アプローチによる引当金会計基準化のプロセスを辿っており, 収益費用アプローチにおいて, 費用概念や負債概念等の基礎概念が十分でなく, 会計基準化に有効に機能しなかった。これに対して, ARB 第 50 号と SFAS 第 5 号は, 資産負債アプローチによる偶発事象会計の基準化を示している。とくに, SFAS 第 5 号は, 資産負債アプローチを採る APB ステートメント第 4 号を基礎概念として基準化されている。ただ, ARB ステートメント第 4 号は, 収益費用アプローチの影響も残しており, その後公表された FASB フレームワークに比べると不十分さがあり, そのことが SFAS 第 5 号の内容に問題を残したと指摘している。

さらに, FASB 解釈指針 (FIN) および緊急問題諮問委員会による機動的な追加指針の公表により SFAS 第 5 号の指針の不十分さを補う追加指針や社会的・経済的環境の変化に対応した具体的な処理が公表され, 実務における会計処理の多様性を防いでいることを明らかにするため, それらの内容を紹介している。偶発事象会計の統一的な会計処理基準を目指した SFAS 第 5 号であるが, 偶発事象会計の偶発損失会計と捉えることにより, その相手項目である偶発負債 (あるいは引当金) および偶発資産と偶発事象の関係が不明瞭であること, 実務において, 偶発損失認識の貸方項目を引当金ではなく見積負債と処理する傾向があるが, 両者を同一視することには異論もあること, 発生の可能性の判断については, 有効な指針を示したとはいえないこと等の問題点を指摘している。

第 2 章では, 旧国際会計基準 (IAS) 第 10 号, 原則書案 (DSOP) 「引当金および偶発事象」, 公開草案 (ED) 第 59 号 「引当金, 偶発負債および偶発資

産」，さらに IAS 第 37 号「引当金，偶発負債および偶発資産」の IASC における引当金基準化の展開について考察を行っている。IASC の引当金基準化の背景には，認識および測定基準を明確にし，リストラクチャリング引当金および環境コスト引当金の認識計上の有無についての検討がある。それは，旧 IAS 第 10 号が具体的指針に欠け，社会的経済的環境の変化により多様化がみられる引当金の会計処理の財務諸表に与える悪影響を是正することができなかったことによる。これを是正するために，IASC は，IASC フレームワークにおける負債の定義および負債の認識基準に引当金が一致するかどうかによって，引当金が負債として認識計上されるかどうかを検証し，基準化を行っているという点を検討している。

本書は，IASC の引当金会計基準化の展開を評価しているが，引当金と偶発負債の関係の解釈について批判的立場から，本書の研究成果を問う力作であると私は評価したい。つまり，旧 IAS 第 10 号の偶発事象会計との関連で，偶発負債はその発生の可能性の程度によりオンバランスされるものとそうでないものとに区分されている。IAS 第 37 号の見解は前者の場合に引当金という用語を使用し，後者を偶発負債として両者を概念上区分しているが，論理的に一貫性がないという。しかし，IAS 第 37 号の見解が通説である。この他，発生の可能性の程度に関する指針，引当金の測定において新法の制定や技術革新の将来事象を反映させること，および割引現在価値を採用する場合の割引率をどのように決定するかについて疑義を呈している。

第 3 章は，戦前において商工省草案，商工省財表準則，陸軍省準則，および企画院準則草案，戦後において「企業会計原則」，財務諸表規則および財規取扱要領を中心に引当金規定の展開とともに，引当金の本質，概念および解釈をめぐって行われてきた論議について，当時の文献を整理し，その特徴と問題点を詳細に考察している。

本書は，昭和 57 年の「企業会計原則」における引当金規定の修正を「引当金に大革命」というような捉え方に異論を唱える。商工省準則では，偶発債務積立金のうち損失発生が適切に予想されかつ適切に計算が可能であれば引

当金として計上することを認めていた。企画院草案では、商工省準則の「特定の損失に対する準備」が、「費用の支払いにあてるために準備した額」となって、引当金として計上されるものは費用に限定されている。次に、商工省準則で引当金とされた減価償却と貸倒れが、企画院草案では引当金から除外されている。その後の引当金論争は、この2つを源流として、時代を超えて行われてきたからである。

戦後になると、引当金規定は「企業会計原則」を中心にして展開する。当初、引当金の貸借対照表への表示の規定にすぎなかったのが、次第に引当金の本質規定へと展開していく。その間に、商法改正による特定引当金の新設があり、その影響を受けて、実務が混乱する事態を招いた。こうした混乱に企業会計の立場から多くの批判がなされる。「企業会計原則」は、このような事態に対応して、昭和49年に引当金規定を修正した。当該修正によって一般的に引当金は借方見積費用の貸方項目と考えられるようになる。しかし、引当金が負債に属するのか資本に属するのか、あるいはそれら以外の第3区分に属するのかについて論議はあったもののそれほど重要視されなかった。つまり、損益計算書を中心とする収益費用アプローチの下で引当金概念が把握された。その中で評価性引当金と負債性引当金は費用の見積りであるという共通の性質を有することから費用性引当金という用語が用いられた。これに対して、引当金から評価性のものを取り除き、見積負債と考えるべきであるとの見解や引当金が見積費用だけでなく、見積損失の場合も認識されるという批判等々もみられる。

その後、SFAS第5号の影響を受けて、昭和57年に発生の可能性の高い偶発損失の計上を認め、将来の見積費用でない減価償却引当金を引当金から除く等引当金規定が修正された。さらに、これをめぐって引当金論争が展開されるが、その詳細が紹介されている。

評書は、本書を拝読しわが国における戦前および戦後の引当金規定の展開とそれらに対する論議を整理し、次のように要約できる。

偶発負債引当金の負債性すなわちその費用性および損失性、減価償却引当

金および貸倒引当金の名称変更，および引当金用語自体の廃止等について，戦前より繰り返し論議がなされてきた。こうした論議は，一般に考えられているように昭和 57 年の引当金規定の修正により突然に出てきたものではなく，多分に欧米諸国の見解の影響がみられると主張している。ただ，リザーブをその意味から引当金，準備金および積立金に使い分ける等わが国独特の見解については一応の評価を下している。しかし，わが国の引当金規定やそれにもなう論文等を整理した結果，発生概念，負債概念，費用概念，および費用収益概念等について統一的概念が確立されなかったことで，各論者が各自の解釈から引当金について論じたために，論点が不明確になり，論議がかみ合わず，混乱を招いたのではないかと結論づけている。

わが国において，引当金概念は収益費用アプローチの下で論議されてきた。そのアプローチの抽象性が引当金に関して多様な解釈を招くとともに，逆にその抽象化が社会的・経済的環境の変化に柔軟な対応を阻害した。本書は，会計基準としての引当金規定が，実務上，商法規定や税法の規定の影響を受けて歪められる結果となったことを，わが国の会計制度の特徴であるトライアングル体制の弊害として捉えている。

以上，米国，IASC およびわが国の偶発事象および引当金会計の展開を比較検討した後に，偶発事象会計の国際的調和の観点に立ち次のように結論を述べる。

米国基準および IAS とわが国の会計基準設定の相違点は，その目的，アプローチ，利益観等広範囲にわたっている。したがって，会計の国際化にともなってわが国が行った連結会計，時価会計，税効果会計，金融商品および年金会計基準等の急速な IAS 導入は，現在の「企業会計原則」との論理的矛盾をもたらしている。

偶発事象会計の国際的調和化の観点から，わが国の採るべき道は，会計基準設定機関の整備，概念フレームワークによる会計基準の設定，および収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換を行なうことである。このことは，決して米国基準や IAS をそのまま採り入れることではない。

偶発事象会計には、多くの未解決の問題が含まれている。例えば、偶発損失と偶発負債および引当金との関係は、概念上不十分に整理されているとはいえない。筆者は、IASC 等と同じ土俵に立ち、国際的な会計基準の議論に参加し、わが国の立場について意見表明することが、緊急の課題であると主張している。

本書は、偶発事象会計の国際的調和化の観点に立って、米国、IASC およびわが国の偶発事象および引当金会計の展開を比較検討し、わが国の引当金規定について、会計基準設定のプロセスに遡り再検討すべきことを主張する等、従来とは異なる観点からわが国の引当金会計を捉えなおそうとする意欲的な研究である。ただ、本書の意図からすれば、わが国の引当金規定について、国際的調和化の観点からいかにあるべきかの具体的な提案まで一步踏み込んで欲しかった。また、引当金と偶発負債の関係について、興味ある主張がなされているけれども、もう少し検証があれば良かったのではないかと思う。

これらに点について評者は、山下氏の今後の課題として一層の研鑽を期待したい。